

## 『外商投資商業領域管理弁法』解説(3)

**第十二条** 外商投資商業企業設立の申請にあたっては、以下の書類を報告送付しなければならない。

- (一) (外商投資商業企業設立)申請書
- (二) 投資各方が共同署名したフィージビリティスタディ
- (三) (合併)契約、定款(独資の商業企業は定款のみ)及びその付属文書
- (四) 投資各方の銀行資本信用証明、登記証明(コピー)、法定代表人証明(コピー)、外国投資者が個人の場合はその身分証明、を提供しなければならない
- (五) 投資各方の公認会計士事務所の監査を経た最近一年の決算監査報告
- (六) 中国投資者が中外合併、合作商業企業に投入する国有資産の評価報告書
- (七) 設立する外商投資商業企業の輸出入商品目録
- (八) 設立する外商投資商業企業董事会成員リスト及び投資各方の董事任命書
- (九) 工商行政管理部門が発行する企業名称事前審査認可通知書
- (十) 店舗開設予定の全ての土地の使用権証明書(コピー)及び(又は)建物賃貸協議書(コピー)、但し、開設営業面積が3000平方メートル以下の店舗は除く
- (十一) 店舗開設しようとしている所在地政府の商務主管部門が発行する都市発展及び都市商業発展(計画)の要求に符合するとの説明文書。

非法定代表人が署名する文書の場合、法定代表人の(署名)委託授權書を添付しなければならない。

**【解説】**第十条の(一)において、「プロジェクト認可、フィージビリティスタディ及び企業設立は同時に申請し同時に認可する」となっていますが、本条はその設立申請時に準備提出しなければならない資料の一覧を列挙したものであり、大部分の資料は生産型などほとんどの外資系企業設立申請時と同じですが、(七)の輸出入商品目録、(十一)の都市計画に符合する説明書、などが付け加えられています。

**第十三条** 既に設立されている外商投資商業企業が店舗開設を申請する場合、以下の書類を報告送付しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 契約、定款改正に関係する場合、改定後の契約、定款
- (三) 店舗開設に関するフィージビリティスタディ
- (四) 店舗開設に関する董事会決議
- (五) 企業の最近一年の監査報告
- (六) 企業の験資報告書(コピー)
- (七) 投資各方の登記証明(コピー)、法定代表人証明(コピー)
- (八) 店舗開設を行おうとしている全ての場所の土地使用権証明文書(コピー)及び/又は建物賃貸協議(コピー)、但し、開設営業面積が3000平方メートル以下の店舗は除く
- (九) 店舗開設しようとしている所在地の政府が発行する都市発展及び都市商業発展(計画)の要求に符合する説明文書。

非法定代表人が署名する文書の場合、法定代表人の(署名)委託授權書を添付しなければならない。

**【解説】**この条項は既に設立されている外商投資商業企業が新たな店舗開設を申請する場合に適用されるもので、生産型企業の場合の「分公司設立」とほぼ同様の内容になっています。

**第十四条** 外商投資商業企業が締結する商標、商号使用許可契約、技術譲渡契約、(委託)管理契約、サービス契約などの法律文書は(合併)契約の付属文書(独資の商業企業は定款の付属文書としなければならない)として申請時にまとめて送付しなければならない。

**【解説】**この条項は特に外商投資商業企業に課せられた内容で、商標、商号使用許可契約、技術譲渡契約、委託管理契約、サービス契約などは、合併契約や定款の付属文書として扱わなければならないことを規定しており、逆に言えば必ず合併契約や定款にその記載をしなければならないこととなります。営業開始後、これらに関する新たな契約をすることを妨げるものではないと思いますが、合併契約と定款の変更申請になりますので、基本的には中央の商務部、或いは授權された範囲で省級の商務所管部門が

批准することになります。

**第十五条** 外商投資商業企業が店舗開設する全ての土地は、国家の土地管理に関する法律、行政法規の規定に従わなければならない、公開入札、競売、公告応募などの方式で商業用地を取得しなければならない。

**【解説】**最近中央政府は土地の乱開発(規定された許可を得ず、或いは手順を踏まず、不法に農民から土地を収用開発して、工業用途に転換すること)摘発に注力していますが、この条項も外商投資商業企業が店舗開設する土地は国家の土地管理規定に合致しているだけでなく、公開入札などの方法で取得しなければならない、としています。

また店舗開設については建物の賃貸借契約で賃借するケースが多いと思われませんが、その場合も合法的な所有者から合法的な手続きを踏んで賃借しなければならないことは勿論です。中国では土地の使用権保有者、建物の所有権保有者がはっきりしないケースが多く、この条項はかなりハードルが高そうです。

**第十六条** 外商投資商業企業が、国家として特殊な規定を有する商品及び割当、許可証管理に係る輸出入商品(取扱い)経営する場合、国家の関連規定に従って手続きを行わなければならない。

**【解説】**この条項は外商投資商業企業だけでなく、全ての外資系企業、中国系企業に適用される規定で専売商品やエネルギー源商品、或いはクォーター割当の輸出入商品はしかるべき手続きを取らなければ扱えないことを規定しています。

**第十七条** 外商投資商業企業が以下の商品を経営する場合、本弁法の規定に符合しなければならない以外に、以下の規定に符合しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期雑誌を取扱する場合、《外商投資図書、新聞、定期雑誌代理販売企業管理弁法》に符合しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営して製品油の小売に従事する場合、安定した製品油の仕入れルートを有し、当地のガソリンスタンド建設規格に符合し、経営する施設は現有の国家標準及び計量検定規定に符合し、消防、環境保護などの要求に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が薬品取扱を行う場合、国家の薬品販売管理規範に符合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車(販売)を行う場合、批准された経営範囲内において取り扱わなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

本弁法第十八条及び本条が別途規定するものを除き、外国企業が投資して農業副産物、(農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具などの)農業生産資料を扱う商業企業を設立する場合は、地域、出資比率及び投資金額の制限を受けない。

卸売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前には薬品、農薬及び農業用フィルムを経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料、製品油及び原油を経営してならない。

小売りに従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日前は薬品、農薬、農業用フィルム及び製品油を経営してならない。2006年2月11日前には化学肥料を経営してならない。

卸売りに従事する外商投資商業企業は塩、タバコを経営してならず、小売りに従事する外商投資商業企業はタバコを経営してならない。

**【解説】**この条項はそれぞれの商品について、外商投資商業企業が扱おうとする場合の細目を規定したのですが、「別途商務部が規定を制定する」という表現も多く、これらの比較的特殊な商品の卸売り、小売り企業はやはり実施細則が公布された後に進出を検討することになります。「農業生産資料」という言葉は『農業部の農業生産資料の偽者退治報告奨励弁法』(2002年6月24日、農業部公告第209号)によれば、農薬、種、肥料、飼料、農機具、漁具など、農・牧・漁業に用いられる原材料、機械工具、添加剤などを指します。